

北九州市新日明かんびん資源化センター
整備・維持管理事業

基本協定書（案）

2018年8月

北九州市環境局

- (3) 甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本件SPCの資本金及び株主の構成は別表記載のとおりとしなければならない。
- (4) 本件SPCの設立に当たり、乙の構成員のすべてが出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めないこと。
- (5) 代表企業の議決権保有割合を、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (6) 甲の事前の書面による承諾なくして本件SPCの株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、本件SPCをして、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
- (7) 乙の構成員は、本件SPCが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して本件SPCへの追加出資又は融資を検討すること、及びその他甲が適切と認める支援措置を講ずること。
- (8) 本件SPCが維持管理業務を実施するための人員の確保に協力すること。
- 5 乙の構成員は、基本契約を仮契約として締結する時まで、設立時の取締役、監査役及び会計監査人並びに乙の構成員の保有する本件SPCの株式数を甲に報告し、本件SPCの株主名簿（原本証明付写し）を甲に提出する。本件SPCの設立後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）、定款の変更並びに株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。
- 6 代表企業は、本件SPCの株主をして、本件SPC設立後遅滞なく、別紙の様式の出資者誓約書を甲に提出させる。本件SPCが増資した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

（基本契約の締結等）

第2条 甲及び乙は、入札説明書に基づき、甲及び乙（乙が複数の者で構成される場合は、各協力企業等を意味し、以下本条において同じ。）並びに本件SPC（第1条の2に基づき本件SPCを設立した場合に限る。）との間で基本契約を締結させるものとする。基本契約の締結前に、本件事業の入札手続きに関して、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、本協定を解除し、且つ基本契約を成立させないことができる。この場合、乙は、乙の本件事業についての入札価格の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとし、甲の請求があり次第、当該違約金を甲に直ちに支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (1) 乙若しくは本件SPCのいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙若しくは本件SPCのいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り

消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙若しくは本件 SPC 又は乙若しくは本件 SPC のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本件事業が当該取引分野に該当するものである場合。
 - (4) 乙又は本件 SPC のいずれか又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定した場合。
 - (5) 乙若しくは本件 SPC のいずれか又はその代表者、役員等（会社法第423条第1項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定した場合。
 - (6) 乙又は本件 SPC のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合。
 - (7) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
 - (8) 乙又は本件 SPC のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められる場合。
 - (9) 乙又は本件 SPC のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
 - (10) 乙又は本件 SPC のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
 - (11) 乙又は本件 SPC のいずれかが、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第6号ないし第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合。
 - (12) 乙又は本件 SPC のいずれかが、第6号ないし第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙又は本件 SPC に対して当該契約の解除を求め、乙又は本件 SPC がこれに従わなかった場合。
 - (13) 本件事業の落札者決定までの期間において、審査委員会委員等の本件事業の入札手続き関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚した場合。
- 2 甲及び乙は、本協定締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為等)

第3条 基本契約締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において本件事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。

(基本契約不調の場合の処理)

第4条 第2条の定める場合を除き、事由のいかんを問わず基本契約の締結に至らなかった場合（乙又は本件 SPC の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、既に甲が本件事業の準備に関して支出した費用について、甲の負担とするほか、既に乙又は本件 SPC が本件事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において甲が負担する。

2 乙又は本件 SPC の責めに帰すべき事由により、基本契約の締結に至らなかった場合は、既に甲が本件事業の準備に関して支出した費用は、合理的な範囲において乙が連帯して負担する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から基本契約が締結されたときまでとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき知り得た情報について、基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約その他の契約において別段の定めがある場合を除き、相手方当事者の事前の書面による承諾なしに、これを第三者に開示せず、また、本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合、及び甲が北九州市情報公開条例（平成13年12月17日北九州市条例第42号）その他法令に基づいて開示する場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第6条の二 乙は、本協定の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び北九州市個人情報保護条例（平成16年12月14日北九州市条例第51号）の規定に従い、甲が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から乙が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 甲の指示又は事前の書面による承諾があるときを除き、甲から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、甲の指定する方法により、甲の指定する職員と乙の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 本件事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し

なければならない。

- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (7) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従うものとする。
- (8) 乙の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第7条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、この基本協定を2通作成し、甲及び乙が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年 月 日

甲：北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市
市長 北橋 健治 印

乙：

印

別表

本件SPCの資本金及び株主構成

[事業提案書の内容に従って記載します。]

北九州市
北九州市長 北橋 健治 様

出資者誓約書

北九州市新日明かんびん資源化センター整備・維持管理事業（以下「本件事業」という。）について、北九州市（以下「市」という。）から維持管理業務の委託を受ける_____（以下「本件SPC」という。）に関し、本件SPCの株主である_____

及び_____
（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

- 1 本件SPCが、平成 年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本出資者誓約書提出日現在有効に存在すること。
- 2 本件SPCの本日現在における発行済株式総数は_____株であり、うち、_____株を_____が、_____株を_____が、_____株を_____がそれぞれ保有していること。
- 3 本件SPCが、自己株式、株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他会社に対する株式その他の持分権に係る証券その他の権利を発行し、これらの権利に係る募集事項の決定を取締役若しくは取締役会その他株主総会以外の機関に対して委任し、又は定款を変更しようとする場合、当社らは、前項記載の議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮し、市の事前の書面による承諾を得た上で、これらの発行、委任又は定款変更を決定する株主総会において、その保有する議決権を行使すること。
- 4 当社らは、本件事業の終了までの間、本件SPCの株式又は出資を維持し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する本件SPCの株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 5 当社らが、本件事業に関して知りえた全ての情報について、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

所在地/住所[]
会社名/代表者氏名[]